



最高裁秘書第300号

平成29年7月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

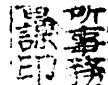
理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第38号

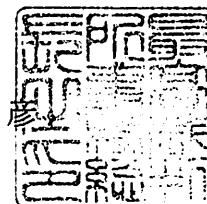
(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)



平成29年6月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

6月29日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「健康診断及び面接の時刻及び場所といった情報が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に該当するか不明である」旨、及び「開示された文書以外にも申出に係る文書が存在する」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成29年4月任官の弁護士任官者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文書（実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの、これに限られない。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6月12日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 平成29年4月期の弁護士任官希望者に対する面接及び健康診断の時間について、各受験者の面接及び健康診断の時間を明らかにすることは、結果として、面接に要する個別の時間等を明らかにすることになり、今後的人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号ニ）。開示した各文書中、場所については、不開示部分はない。

なお、開示した文書以外の申出に係る文書は廃棄済みである。

イ よって、本件申出に係る文書を一部不開示とした原判断は相当である。